



年金保険料を納めることが、経済的に難しいとき

国民年金第1号被保険者は、毎月保険料を納めていただく必要があります。納付が難しい場合に、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。未納のままにせず、免除または猶予の手続きを行ってください。

保険料免除・納付猶予の種類と審査方法

◇学生の方

学生納付特例制度 → ご本人の所得審査

※学生証の写しまたは在学証明書の原本が必要です。

◇会社を退職された方

失業による特例免除 → 世帯主・配偶者の所得審査

※離職票または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

◇上記以外の厚生年金未加入の方

保険料免除制度 → ご本人・世帯主・配偶者の所得審査

納付猶予制度 → ご本人・配偶者の所得審査 ※50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

申請方法

年金手帳または基礎年金番号通知書などを持参の上、市民課国保年金班または各総合支所で手続きしてください

※審査結果は、約3カ月後に届きます。詳細は、年金機構のホームページをご覧ください。大曲年金事務所へご確認ください。

問 大曲年金事務所 (☎0187-63-2296)、市民課国保年金班 (☎55-8164)

～みんなで考えよう～

空き家に関すること

空き家管理の責任について

空き家が適切に管理されず、建物の倒壊、強風による部材の飛散、草木の越境などの苦情が市に寄せられます。これらが起因して近隣や通行人などに被害を与えた場合、その空き家の所有者または管理者に対して、損害賠償などの管理責任が問われることがあります。

現在、空き家を所有している方や、いずれ空き家になる見込みである家屋をお持ちの方は「適正に管理されているか」「将来的にどのようにしたいか」などを確認し、地域に迷惑がからないように努めましょう。



秋田県主催

空き家

相談会

予約制

開催します

市内に空き家を所有している方や、自宅などが空き家になる見込みのある方を対象に、空き家相談会を実施します。不動産事業者や司法書士などの専門家がアドバイスを行います。相談は無料ですので、今後の空き家の管理や売却、解体などでお悩みの方はお気軽にお申し込みください。



日時 9月5日(土)/午前10時～午後1時

場所 市役所本庁舎 2階会議室

申込み 8月14日(金)までNPO法人あき活ラボに電話(☎0120-401-681)するか、右記の二次元コードから必要事項を入力し、送信してください。



相談会ホームページ▶

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎73-2115)